外国人向け観光パンフレット制作業務委託仕様書

１　趣旨

　本業務は、秋田県（以下、委託者という）が、外国人に対し、本県の観光資源の魅力を伝え、秋田に旅行する訪日外国人のFIT層が、「来訪のきっかけづくり」や「興味関心の促進」に寄与すること、誘客につなげることを目的に、観光パンフレット（以下、パンフレットという）を制作するものである。パンフレットは主に、海外での観光プロモーションイベント等で使用し、訪日外国人旅行者への本県の認知度の向上及び、誘客の促進を図る。

２　契約期間

　契約締結の日から令和８年３月３１日（火）まで

３　業務内容

（１）パンフレットの企画デザイン編集制作（企画・構成・タイトル・レイアウト・デザイン・取材・撮影・原稿作成・編集・翻訳等）の一切の業務

　ⅰ）ターゲット

　　・東北各地の空港に就航する外国籍航空会社直行便を利用して旅行するFIT層(アジアからの旅行者で訪日旅行リピーターを想定)

　　・その他、東京や関西等に入国するFIT層で目的を持って旅行をするSIT層（欧米豪を基本に秋田県内のコンテンツと合致する目的がある国の旅行者）

　ⅱ）コンセプト

　　・訪日旅行は経験しているが、秋田旅行は未経験もしくは通過型の経験しかない旅行者に向けて、「秋田に行ってみたい」「これを体験してみたい」「宿泊したい」と思うきっかけとなる内容とする

　　・訪日旅行におけるSIT層がどのようなコンテンツに対して興味を持って移動しているかを把握した上で、ターゲットとなる層に刺さるコンテンツの見せ方をする

　ⅲ）構成

　　・表紙、導入

　　　　アイキャッチとなる「秋田犬」をデザインの基本とし、パンフレットを手にとる機会を増加させると共に、「観光パンフレット」であることをも確実に伝えるようなデザインとする。写真、イラストのいずれの使用も可とするが、写真による訴求力を重視したデザインとすること。なお、導入となる部分には秋田旅行未経験者を想定し目次や導入文章を入れるなどの工夫をすること

　　・編集、構成

　　－いずれの言語とも同一デザインとするか、各国の特性に合わせたデザインとするかは問わない

　　－成田空港、羽田空港、仙台空港等 秋田旅行が想定される旅行者が入国する空港からのアクセス情報をわかりやすく掲載すること

　　－東日本旅客鉄道株式会社（以下、JR東日本という）が発行する訪日向けパスについて、秋田県内で利用できる種類の情報を掲載すること。なお、情報の掲載方法については直接JR東日本と確認する体制を構築すること

　　－二次交通情報としてレンタカーの予約情報、在来線の情報、空港からのリムジンバス、エアポートライナーの情報を掲載すること。なお、在来線の情報については観光スポットとの位置関係と所要時間をわかりやすく旅行博等の対面イベントで説明がしやすい掲載方法を提案すること

　　－日本における秋田県の位置がわかる地図と秋田県全体の地図情報を掲載すること

－秋田県の位置、地図情報、アクセス情報は合わせて最大2ページまでの使用を

可とする

　　－観光スポットを掲載する際はGoogleマップ上で検索可能かを検証しマップ上で検索しやすい名称等で掲載すること

　　－実際の旅行を想定しモデル的な形で季節ごとにコンテンツを集約する等の工夫

をすること

　　－海外から人気のあるコンテンツである秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道等の鉄

道情報を掲載すること

　ⅳ)データ納品

　　－webサイト上で閲覧可能な電子データの作成

（２）印刷業務

　　　４仕様に記載の内容で以下の部数を印刷し委託者の指定する場所に納品すること。

　　　英語　　500部

　　　繁体字　500部

　　　簡体字　500部

　　　韓国語　500部

　　　タイ語　500部

（３）編集に伴う各種打合せ及び校正確認（現地校正、色校正管理も含む）

（４）その他、受託者（以下、乙という）からの企画提案及び甲乙協議の上で定める業務

４　仕様

（１）判型　Ａ４判

（２）ページ数　１２ページ（表紙、裏表紙含む）

（３）刷色　フルカラーを基本とするが、デザイン・構成により一部を単色等とする

ことは可能

（４）言語　英語、繁体字、簡体字、韓国語、タイ語。

（５）発行部数　各言語500部

（６）製本　左綴じ

（７）用紙　企画提案による

５　契約に関する条件等

（１）再委託等について

①受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託し、または請け負わせてはいけない

②受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、制作の体系図及び工程表を事前に書面にて提出し、委託者の承認を得るものとする

（２）業務の履行に関する措置

　①委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある

　②受託者は①の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から１０日以内に県に書面で提出しなければならない

（３）権利の帰属等

　　制作物等の著作権は委託者に帰属することとし、委託者は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする

（４）機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはいけない。また、契約終了後も同様とする

（５）関係法令の遵守

　　受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守するものとする

７　業務進行に伴う条件等

（１）打合せについて

制作方針、露出方法及びデザイン等については、受託者からの企画コンペ時の提案をもとに、修正を加え、最終決定するものとする

受託者は、委託者が求める随時の打合せに対し、オンラインミーティング等も活用した上で速やかに応じられる体制を整えること

（２）写真素材について

写真素材の収集にかかる費用は全て本業務に含むものとする

写真素材については、制作・デザイン方針に沿っている写真であれば協議の上、受託者が保有している写真についても使用可能とする。また同方針上差支えないと判断される場合、委託者で保有している無料素材の使用についても可能とする。本業務（再委託をした場合を含む）の予算内であれば新規撮影することも可能とする。なお、著作権は委託者に帰属することとする。委託者は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする

（３）デザインについて

　　デザイン制作に係る費用は、全て本業務に含むものとする

　　本業務で制作したデザインの著作権は委託者に帰属することとする。委託者は二次使用を含むあらゆる使用について受託者の許可を得ることなく、自由に使用ができるものとする

（４）取材について

取材をする場合については、協議により決定する

撮影取材については予備日等余裕を持った行程を設けることとし、天候等諸条件が悪い場合や、撮影した写真のイメージが著しく悪い場合は、委託者から再度撮影取材を依頼する場合がある。ロケハン及び撮影取材（再撮影を含む）、取材に関わる費用は全て本業務に含むものとする

（５）校正について

記事及び電話番号等詳細な情報については、原則全て受託者が現地校正を実施するものとする。ただし委託者へ適切な時期に校正用参考資料として、カラープリンター等で出力の上、確認を受けるものとする

（６）その他

　　この仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定するものとする